

販路開拓支援

申請期間：令和7年4月1日（火）～5月30日（金）

対象者

台東区内に本店（法人）・事業所（個人事業主）および営業の本拠を有する中小企業

※みなし大企業、農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。

※助成を受けるためには、書類審査で採択される必要があります。

事業概要

本助成金は、自社製品や自社取り扱い製品の新たな市場を開拓する場合や、新たな販売の手段の構築をする場合に経費の一部を助成するものです。

- ①自社にとって、今まで取引の無かったような新しい市場や顧客の開拓となる取組
- ②今までの販売方法と比較して、十分な新規性がある場合
が対象となります。

例) 新規の顧客を開拓するために・・・

- ・店舗を改装する（台東区内の店舗に限ります）
- ・インターネットショップやHPを新規作成・改修する
- ・展示会に出展する
など

採択された企業には
担当の中小企業診断士が
様々な経営課題に対し
親身で細やかにサポート
いたします

× 助成対象とならない取り組み例

本助成金を申請した企業とは異なる、子会社を含む別法人が行う取り組み

助成限度額・助成率・経費区分・対象経費

- ・令和7年4月1日（火）～令和8年3月13日（金）に請求・支払いが完了する
- ・令和7年4月1日以降に事業に着手し令和8年3月13日までに事業が完了する
経費が対象です。

助成限度額	助成率	経費区分	助成対象経費
最大30万円	対象経費の 1/2以内	謝金	専門家謝礼金など
		事務費	広告掲載費、印刷製本費、会場借上費など
		工事・設備費	内装費、改装・改築費、増築費、看板等設置費 店舗デザイン費、什器費 *台東区内の店舗に限ります
		委託費	調査委託費、営業サポート委託費など

× 助成対象とならない経費例

- ・販路開拓と直接は関係のない(他目的にも利用可能)など、通常の営業活動にかかる経費
- ・消費税、租税公課
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切とされる経費

※領収書・通帳の写し等は中間報告・実績報告・助成金確定に必要なため、整理・保管を事業実施と同時並行で進めてください。

4月1日～3月13日までに請求・支払いが完了し実績報告の提出ができる経費が対象

① 台
5/30 17:00 締切
エントリー（必須）
※右記二次元コードより入力ください。

申請用件等確認のため
エントリーフォームより、
お申込みください。



①
5/30 17:00 締切
助成金交付申請
申請書類を郵送またはご持参にて提出

5月30日までに申請書類（4ページ記載）を、郵送（必着）
または持参にてご提出ください。
締切日時までに全ての提出書類が不備の無い状態で揃っていない
場合、受理ができないため、お早めの申請を推奨いたします。

台
6月
書類審査～
採択・不採択通知

書類による審査を行います。合否が決定次第郵送で通知します。

①
10月
中間報告・企業訪問

申請内容について企業訪問および中間報告を行います。
企業訪問では、担当の中小企業診断士がお伺いします。

①
3/13 締切
申請事業の完了

- ・令和7年4月1日（月）～令和8年3月13日（金）に
請求・支払いが完了する
- ・令和7年4月1日以降に事業に着手し令和8年3月13日
までに事業が完了する
経費が対象です。

①
3/13 締切
実績報告書提出

助成金の交付のためには、令和8年3月13日までに申請事業・
経費の支払いが完了していること・実績報告書が不備の無い状態
で提出されていることが必要です。

台
実績報告の審査

実績報告内容を審査し、不備等が無い場合、実績報告提出より
約1か月後に助成金を指定の口座に振込します。

約1ヵ月

台
助成額確定・助成金交付

以下の項目に基づき、有識者等により構成される審査会において書類審査を行います。

事業の新規性

- 申請事業の内容は自社にとって新たな販売手段の構築、あるいは新しい販売市場や顧客の開拓になっているか。
- 自社のこれまでの販売方法の単なる延長ではないか。
- 今までの販売方法と比較して十分な新規性があるか。

事業の優位性

- 申請事業の内容は、同業他社の販売方法に比較して、優れたものであるか。
- オンリーワン、希少価値があるなど、他社と差別化できる商品、サービスはあるか。

事業の実現性・信用性

- 申請事業は、実現可能な内容になっているか。
- 資金面を含め、計画に無理はないか。
- 市場開拓に際し、会社や経営者の取り組む姿勢に信用が持てるか。

商品・サービスの市場性

- 市場開拓する商品・サービスは、市場に受け入れられるものであるか。
- 市場開拓する商品・サービスは、顧客の好みや使い勝手を察知し、反映したものであるか。

事業の地域性・社会貢献性

- 雇用の創出や、区内の取引促進など、地域産業の発展に寄与するものであるか。
- 環境負荷の軽減、防災力の向上、高齢者等の健康促進など、社会的課題の解決に寄与するものであるか。

※ 審査結果の内容についてのお問合せにはお答えできません。

申請等・助成決定後の留意点

【申請等について】

- 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- 新製品新技術開発支援、新規店舗出店支援と重複して助成を受けることはできません。
- 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- 一般的な市場価格の内容に対して著しく高額な場合は対象となりません。
- 過去に同助成金の助成決定を受けている場合は申請することはできません。

【助成決定後について】

- 事業団ウェブサイト等で企業名・所在地・事業内容等を公開します。
- 事業団の職員が訪問し、事業の遂行状況等をお聞きします。

	法人	個人事業主
1	登記簿謄本の写し ・ 台東区に本店登記がされているもの ・ 発行後3か月以内のもの	開業届の写し ・ 台東区に本拠地があるもの
2	下記①または② ①直近の法人税の納税証明書（その1）*税務署で取得 ②直近の法人事業税の納税証明書*都税事務所で取得	下記①または② ①直近の所得税の納税証明書（その1）*税務署で取得 ②直近の個人事業税の納税証明書*都税事務所で取得
	開業後所得税の税額が確定しておらず、所得税の納税証明書が発行できない場合 → 所得税の申告期が未到来で、上記納税証明書が発行できない場合はそのことが把握できる書類（法人設立（設置）届出書ないし個人事業の開業・廃業等届出書の写し）を提出する。	
3	所定申請用紙（申請書・事業計画書・事業資金計画書・申請前確認リスト） ※ 事業団のウェブサイトよりダウンロード	
4	見積書等、事業資金計画書に記載した経費の内訳がわかる書類の写し	

- 受領した書類は、資料の追加提出および差し替えは原則できません。
- 提出書類の返却は行いません。予めご了承下さい。
- 締切日時までに全ての提出書類が不備の無い状態で揃っていない場合、受理ができないため、お早めの申請を推奨いたします。

お問合せ・書類提出先

（公財）台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当
 〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内
 受付時間： 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時30分～17時00分

URL：<https://taito-sangyo.jp/>
 TEL：03-5829-4124
 FAX：03-5829-4127

